平成２１年（フ）第７８７号
鹿児島県鹿児島市住吉町５－７
破産者　株式会社ティエイチアール
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第３４２号
北海道上川郡新得町屈足緑町２丁目20番地
破産者　株式会社湊商会
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第７２号
岩手県奥州市水沢区字斉の神85番地５
破産者　株式会社サラサホーム水沢
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２０年（フ）第７９号
岩手県奥州市前沢区白山字舘49番地２
破産者　株式会社東稲建設
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１５６号
宮城県東松島市矢本字上河戸144番地８
破産者　有限会社グローアップ
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
静岡県伊東市湯川１丁目14番15号
破産者　株式会社ゼータ
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
静岡県富士市八幡町５番27号
破産者　有限会社オリジンビガー
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２０５０号
京都市西京区上桂森下町36番１
破産者　三國工業有限会社
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９４８号
大阪府岸和田市小松里町2064番地
破産者　建設コープ町家プロジェクト有限会社
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７１４号
岡山市南区浜野４丁目23番８号
破産者　有限会社ホワイトサマー
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８９号
岡山県倉敷市四十瀬３番地の35
破産者　桑名開発株式会社
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第２１７号
愛媛県伊予郡松前町大字西古泉267番地１
破産者　有限会社オフィスホンダ
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成１８年（フ）第１５６号
福岡県築上郡築上町大字坂本450番４
破産者　松本建設株式会社
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１９６号
栃木県栃木市川原田町1220番地２
破産者　野中　正之
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２２号
栃木県下都賀郡壬生町本丸２丁目20番12号
破産者　佐藤　三男
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１４６号
栃木県栃木市仲仕上町369番地１
破産者　岡安　栄子
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第５０２号
群馬県前橋市東片貝町433番地
破産者　三森　忠雄
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５０３号
群馬県前橋市東片貝町433番地
破産者　三森　年子
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１５９６号
仙台市宮城野区清水沼１丁目２番７号　第二旭203
破産者　小梁川好伸
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４２５号
水戸市双葉台２丁目１番地　双葉台センター公団住宅２号棟306号
破産者　中込　　徹
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５２３号
茨城県鉾田市大蔵1137番地１
破産者　人見　喜久
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３２０６号
横浜市南区宿町２丁目40番地　大和ビル518
破産者　瀧口　佳孝
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部